都市再生整備計画

おかちまちぇきしゅうへんちく

とうきょうとたいとうく 東京都台東区

令和5年12月

都市再生整備計画の目標及び計画期間

都道府県名	東京都	市町村名	たいとうく 台東区	地区名		おかちまちぇきしゅうへんちく 御徒町駅周辺地区		面積	約3.1	ha
計画期間	令和 5	年度 ~	令和 9	年度	交付期間	令和	年度 ~ 令和		年度	

目標

・大目標:まちの魅力や賑わいの向上

・小目標:道路空間を活用し、賑わいのある歩行者空間、滞留空間の創出

目標設定の根拠

まちづくりの経緯及び現況

○御徒町南口駅前広場(以下、「おかちまちパンダ広場」と言う。)設立の経緯

・御徒町南口駅前広場周辺地区では、平成3年11月に御徒町駅周辺地区地区計画が決定(より安全で良好な市街地環境形成を図るため平成23年12月に地区計画を変更)し、平成18年度には地区整備計画に定められている南口歩行者駅前 広場の創出を目的とした、民間による土地区画整理事業に着手、平成19年4月には、御徒町駅南口西地区広場周辺整備協議会が発足し、平成21年度に南口歩行者駅前広場の一部供用を開始、平成24年度には、「おかちまちパンダ広場」 として全面オープンした。おかちまちパンダ広場(面積1674.144㎡)は、道路空間(916.27㎡)と民有地(757.87㎡)から成る。

○まちづくりの現況

- ・平成29年に区、御徒町駅南口商店会(以下、「商店会」と言う。)、株式会社大丸松坂屋百貨店の三者にて「御徒町南口駅前広場周辺地区におけるエリアマネジメントに関する覚書」が締結され、さらに平成30年3月に開催した「平 成29年度 御徒町エリアマネジメント懇談会」を契機に平成30年7月に「御徒町南口駅前広場周辺地区におけるエリアマネジメントに関する協定書」の締結に至った。
- ・以降継続して、商店会は、「エリアマネジメント事業」として、安全・安心なまちづくりのため、御徒町駅周辺地区における定期清掃や放置自転車対策に取組むとともに、おかちまちパンダ広場においては、「賑わいの創出」のた |め、現在に至るまで様々なイベントを企画・主催している。
- ・平成30年に商店会では、エリアマネジメント活動の方向性として「個性が光るまちのコンセプトの確立・定着化」、「品位・秩序を保ちつつ、柔軟性のある広場利用を展開」、「広場利用・運営の担い手としての信頼性の向上」、 「広場空間としての利用価値のPR」、「プレイヤーからマネージャーへの協議会の進化」などを掲げている。
- ・令和2年にエリアマネジメントを支援するため、効果的な手法・制度及びその活用に係る台東区「御徒町南口駅前広場周辺地区エリアマネジメント支援方針」を策定し、都市再生整備計画の策定を目指すものとした。

課題

- ・長期的に道路を利活用することが可能となる方策の検討。
- 放置自転車の削減に向けた対策。
- ・人の滞留を生み、まちの賑わいを創出するための空間づくり。

将来ビジョン(中長期)

【台東区都市計画マスタープラン】

・パンダ広場等の公共性の高い施設や敷地の有効活用により、更なる賑わいの創出を図る。

【上野地区まちづくりビジョン】

- ・歩行者優先のわかりやすい都市空間の創出
- ・杜まち全体の魅力が向上するエリアマネジメントの推進

【御徒町駅周辺地区地区計画】

・活気の溢れる、複合的で効率的な小売・卸売商業・業務地区の形成を目指すとともに、歩行者の安全に配慮した、快適で魅力ある街並みの形成

日煙を定量化する指煙

<u> </u>							
指標	単位	定	目標と指標及び目標値の関連性	従前値	基準年度	目標値	目標年度
賑わいのある歩行者空間、滞留 空間の創出に活用した日数	日/年	おかちまちパンダ広場において、賑わいのある歩行者 空間、滞留空間の創出に活用した日数を集計	賑わいのある歩行者空間、滞留空間を創出することで、まち の魅力や賑わいの向上を図る。	112日/年	令和元年度	183日/年	令和9年度

1

都市再生整備計画の整備方針等

計	画区域の整備方針	方針に合致する <u>主要な事業</u>
	①道路空間と民有地の一体的な活用による取組みの推進 ②歩行者の利便性・安全性に配慮した取組みの推進	【協定制度等】 道路占用許可の特例を活用する。(都市再生特別措置法第46条10項)
そ		
,	・台東区上野三丁目26番地先(特別区道台第15号線)において、都市再生特別措置法施行令第17条第1項第2号に規定する食事施設を設ける。	

様式3 目標を達成するために必要な交付対象事業等に関する事項

交付対象事業費	0		交付限度額	0		国	費率		0				(会妬の出	かけるての \	
事業													(金額の単	位は百万円)	
事業	細項目	事業箇所名	事業主体	直/間	規模	(参考)	事業期間	交付期間	内事業期間 終了年度	(参考) 全体	交付期間内 事業費	> ± 0 4 11 / 1	> + 0 4 1 1	交付対象	費用便益比
道路	神 項日					開始中度	終」年度	開始中度	終」中度	事業費	事業質	うち官負担分	つら氏貝担分	事業費	B/C
^{但时} 公園															
古都保存・緑地保全等 古都保存・緑地保全等	1業														
<u> </u>															
<u> </u>															
<u>- 7.72</u> 駐車場有効利用システム	4														
地域生活基盤施設															
高質空間形成施設															
高次都市施設															
中心拠点誘導施設															
連携生活拠点誘導施設															
生活拠点誘導施設															
高齢者交流拠点誘導施調	设														
既存建造物活用事業(高	高次都市施設)														
土地区画整理事業															
市街地再開発事業															
住宅街区整備事業															
バリアフリー環境整備	事業														
優良建築物等整備事業															
ルール 拠点開発型	<u>Į</u>														
住宅市街地 沿道等整備	型														
事業 密集住宅市	活地整備型														
耐震改修促	進型														
街なみ環境整備事業															
住宅地区改良事業等															
都心共同住宅供給事業															
公営住宅等整備															
都市再生住宅等整備															
防災街区整備事業										0	0		•	•	2.2
合計										0	0	0	0	0	0.0
事業(継続地区の場合	のみ記載)	T				(会本)	市米加田	ᅔᄼᄱᄪᄩ	九市※1088	(() +() ^ (1)			ı		
事業	細項目	事業箇所名	事業主体	直/間	規模	開始年度	事業期間終了年度	開始年度	内事業期間	(参考)全体	交付期間内	> + + + + + + + + + + + + + + + + + + +	` + 4 1 1	交付対象	
	神視日					用如牛皮	於「牛反	用如牛皮	終了年度	事業費	事業費	うち官負担分	つら氏貝担分	事業費	
地域創造															
支援事業 ————															
事業活用調						†									
事未泊用嗣 査						t									
まらつくり															
活動推進事															
포 合計										0	(0	0	0	В
HPI													合計(A+B)	0	
考)関連事業															
事	 業	事業箇所名	事業主体	所管省庁名	規模			いかに()			期間	全体事業費			
-		2:215H111 H	3 · 21 · · · · · · · · · · · · · · · · ·		,,,,,,	直轄	補助	地方単独	民間	開始年度	終了年度				
						1									
						1									
∆ =1												0			
合計												0			

次3号線 放射12号線 補助186号線 長着手区間

度施中区間 完成区間 差(未完成)

-バス (未完成))関切及び風車 ●特別用途地区

御徒町駅周辺地区(東京都台東区) 台東区上野三丁目、上野四丁目、上野五丁目及び上野六丁目各地内 面積 約3.1 ha 台東区都市計画図
平成26年4月1日現在 (織尺 1/6,000) 上野恩賜公園 上野駅 台東区役所 御徒町駅周辺地区 御徒町駅周辺地区地区計画(1/6,000) 凡例 上野地区まちづくりビジョ

都市再生整備計画区域

協定制度等の取り組み

官民連携によるエリアマネジメント方針等

=	ŧ				活用する制度							
司等	事業	事業の目的/事業によって解決される 課題	事業期間	事業主体(占用主体)	道路占用許可 特例(都市再 生特別措置法 46条10項)	河川敷地占用 許可(河川敷 地占用許可準 則22)	都市公園占用 許可特例(都 市再生特別措 置法第46条12 項)	都市利便増進協定(都市再生特別措置法46条15項)	都市再生整備 歩行者経路協 定(都市再生 特別措置法46 条14項)	低未利用土地 利用促進協定 (都市再生特 別措置法第46 条16項)		
,	●食事施設の設置・維持管理 1 道路空間を活用した食事施設の設置により、魅力的で賑わいのある空間を創出し、適切に維持管理する。	道路空間を活用し、賑わいのある歩行 者空間、滞留空間を創出することで、 まちの魅力や賑わいの向上を図る。	R5∼R9	御徒町駅南口商店会	0							
í	2											
3	3											
4	4											
í	5											
(6											
,	7											
8	8											
<u> </u>	-				•				•			

制度別詳細1(道路占用に関する事項) 都市再生特別措置法46条10項

			 制度の活用計画					
		占用対象施設	占用の場所	道路交通環境の維持 及び向上を図るための措置				
	1	●食事施設 【該当施設】 テーブル、椅子	台東区上野三丁目26番地先(路線名:特別区道台第15号線)	・定期的な掃き掃除及び汚れが確認された場合の適時清掃。 ・周辺自転車駐車場の案内及び放置自転車の整理。				
	2							
道路占用許可特例	3							
許可特例対	4							
対象施設	5							
	6							
	7							

制度別詳細1-1 (道路占用に関する事項)

